

5. 成分献血 400ml献血の飛躍的推進と受入体制の整備

昭和61年4月から安全性の高い製剤の供給と血漿分画製剤の国内自給率を高めるため、従来の200ml献血に加えて成分献血と400ml献血を新たに導入しその推進を図ってきたが、その推進状況は各都道府県又は各血液センターにより相当の格差が生じている。このような状況が続けば、平成3年度の血液凝固因子製剤の国内自給はもとより、安全性の高い血液製剤の供給すら困難となることが予想されるので、今後は関係者の相当の決意と努力のもと、成分献血 400ml献血の飛躍的推進を図る必要がある。このため、都道府県においては、新しい献血制度の普及と受入体制の整備に重点を置いた献血者確保対策の一層の充実をお願いする。

6. 市町村との連携に基づく献血の推進

献血運動は、血液センターと都道府県、市町村が互いに連携を密にしてそれぞれが地域に応じた役割を担いながら進められるべきであるが、必ずしも全ての都道府県においてこの関係が円滑に進められているとは言い難い状況にある。今後、都道府県と市町村との連携を一層密にし、貴管下血液センターとともに地域の特色を生かした新しい献血制度を展開するよう、貴管下市町村に対し「新血液事業推進検討委員会第一次報告」及び本通知の周知を図られたい。

なお、厚生省は、平成2年度新規国庫補助事業として都道府県及び市を対象とした「献血制度推進モデル事業」を実施することとしているので活用方検討されたい。

7. 各種ボランティア団体への協力呼び掛け

本来、献血はボランティア精神に基づいた社会奉仕活動である。現にこれまでに数多くのボランティア団体の暖かい支援のもとに献血事業が進められてきている。このような現実を踏まえ、今後も赤十字奉仕団を始めとする各種ボランティア団体の協力を得て新しい献血運動を社会的運動として推進していく必要があるので、関係団体に対し一層の協力の呼び掛けをお願いする。

8. 献血推進協議会及び献血者登録制度推進委員会の活性化

献血推進協議会は、一部においては形骸化している向きも見られるが、国内自給に向けて新たな献血運動を推進していくにあたり、中心的役割を担うこととなるので、未設置市町村、保健所等に対し設置方指導するとともに、その在り方等について見直しを行う等により実効ある活用を図られたい。

また、献血者登録制度についても平成3年度における各都道府県別原料血漿確保目標量を達成するため、これまでの登録推進計画の見直しを行う等、より一層、登録者の確保とその効率的な運用に努力されたい。

9. 献血由来製剤の円滑な使用

血漿分画製剤の市場は他の医療用医薬品と同様に価格競争が行われているが、献血由来製剤が単に経済的な観点のみから取り扱われることは献血血液の基本理念に反する事にもなるので、献血由来製剤が円滑に使用されるよう医療機関に対し積極的な協力の呼び掛けをお願いする。

※別添略